

令 5 廃リ 対策 第 1 4 7 号
令和 5 年(2023 年) 5 月 1 5 日

一般社団法人山口県産業廃棄物協会会長 様

山口県環境生活部廃棄物・リサイクル対策課長

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更に伴う
新型インフルエンザ等まん延時に処理が滞った産業廃棄物の保管の取扱いについて

本県の廃棄物行政の推進につきましては、平素から格別な御配意を賜り厚くお礼申し上げます。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号。以下「廃掃法施行規則」という。）第 7 条の 8 第 1 項第 7 号及び同条第 3 項においては、新型インフルエンザ等まん延時に処理が滞った産業廃棄物の保管の上限を拡大する旨規定していますが、当該条項は新型インフルエンザ等対策特別措置法第 2 条第 1 号に規定する新型インフルエンザ等に起因するやむを得ない理由による保管の場合に限って適用されるものであるところ、5 類感染症は同号の新型インフルエンザ等に含まれません。

したがって、新型コロナウイルス感染症が 5 類感染症に変更されたことにより、廃掃法施行規則第 7 条の 8 第 1 項第 7 号及び同条第 3 項の適用がなくなることに御留意いただきますよう、貴会員への周知をお願いいたします。

(参考)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行及び新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物の円滑な処理等について（令和 2 年 5 月 1 日付け環循適発第 2005013 号・環循規発第 2005011 号環境省環境再生・資源循環局長通知）

・参照箇所：p 8～p 10

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更に伴うガイドライン等の取扱いについて（通知）（令和 5 年 5 月 1 日付け環循適発第 2305011 号・環循規発第 2305015 号・環循施発第 2305011 号環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長・廃棄物規制課長・ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室長通知）

・参照箇所：p 3

産業廃棄物指導班 橋本

TEL：083-933-2988

E-mail：a15700@pref.yamaguchi.lg.jp